

洪水時等の避難確保計画

(地下街等：地下鉄)

【施設名：】

【施設名：】

【施設名：】

令和 年 月 日 作成

様式編 目 次

1	計画の目的	2	} 様式 1
2	計画の報告	2	
3	計画の適用範囲	2	
4	防災体制	3	} 様式 2
5	情報収集・伝達	4	} 様式 3
6	浸水防止活動及び避難誘導	5	} 様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	9	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	9	
9	防災教育及び訓練の年間計画作成例	10	} 様式 6
10	緊急連絡網	11	} 様式 7
11	外部機関等への緊急連絡先一覧表	12	} 様式 8
12	防災体制一覧表	13	} 様式 9
13	自衛水防組織の業務に関する事項	14	} 様式 10

※様式 7、8、9 については区に提出不要。様式 10 については、自衛水防組織を設置した時のみ提出。

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	15	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	16	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	16	

区の水害対策に対する基礎知識

避難所

区内には浸水害に備えて23箇所の避難所を指定している。降雨状況や浸水状況に応じて順次開設する。


【区内避難所一覧】

※荻窪地域区民センター（荻窪 2-34-20）	※杉並会館（上荻 3-29-5）
杉並第二小学校（成田西 3-4-1）	和田小学校（和田 2-30-21）
大宮中学校（堀ノ内 1-16-38）	久我山会館（久我山 3-23-20）
高井戸東小学校（高井戸東 1-12-1）	方南小学校（方南 1-52-14）
杉並第一小学校（阿佐谷北 1-5-27）	杉並第三小学校（高円寺南 1-15-13）
東田小学校（成田東 1-21-1）	桃井第三小学校（西荻北 2-10-7）
四宮小学校（上井草 2-12-26）	荻窪小学校（宮前 2-13-18）
高井戸小学校（高井戸西 2-2-1）	堀之内小学校（堀ノ内 3-24-11）
永福小学校（永福 2-16-33）	阿佐ヶ谷中学校（阿佐谷南 1-17-3）
中瀬中学校（下井草 4-3-29）	荻窪中学校（善福寺 1-8-3）
松ノ木中学校（松ノ木 1-4-1）	泉南中学校（堀ノ内 1-3-1）
高井戸第三小学校（下高井戸 4-16-24）	

※荻窪地域区民センター、杉並会館を優先的に開設し、その他の避難所については、降雨状況や浸水状況等により順次開設する。

杉並区が発令する避難情報

警戒レベル	避難情報の種類	行動基準	参考となる情報
1	警報級の可能性	災害への備えをする。 （資機材の確認、準備等）	
2	洪水注意報 大雨注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する	洪水警報の危険度分布 （注意）等
3	高齢者等避難	要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）は、避難行動を開始 一般避難者は避難準備を開始	洪水警報、洪水警報の危険度分布 （警戒）等
4	避難指示	一般避難者は避難行動を開始	氾濫危険情報、洪水警報の危険度分布 （非常に危険）等
5	緊急安全確保	生命を守るための最善の行動をとる	氾濫発生情報、大雨特別警報等

以上をふまえ、 マークのついた部分に記載（追記）をお願いします。

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を区長へ報告する。

【提出先】

杉並区危機管理室防災課（杉並区阿佐谷南1-15-1）

電話：03-3312-2111 内線3603、3618

Mail：bosai-k@city.suginami.lg.jp

（様式1～6を区に提出 様式10は自衛水防組織を設置した場合に提出）

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】



人		数	
昼間・夜間		休日	
施設職員		施設職員	
昼間	名	休日	名
夜間	名		

※利用者数が曜日・時間帯によって変動する場合は、曜日や時間帯ごとの施設職員数について詳細に記載してください。

※地下駅（改札）や地下通路などで他の施設と連続する施設の場合は、他の施設からの浸水が発生する可能性があるため、連続施設の所有者または管理者に意見を求め、可能であれば共同で避難確保計画を作成してください。

4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。



【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下に該当する場合 ○大雨・洪水注意報の発表 () ()	注意体制確立	気象情報、洪水予報等の情報収集 避難所の開設状況の確認 職員間での情報共有	情報収集伝達要員 () ()
以下のいずれかに該当する場合 ○大雨・洪水警報の発表 ○高齢者等避難の発令 ()	警戒体制確立	気象情報、洪水予報等の情報収集 避難所の開設状況の確認 職員間での情報共有 浸水防止用資機材の準備 避難誘導に係る資機材の準備	情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ○神田川・善福寺川・妙正寺川氾濫危険情報の発表（河川は適宜選択） ○避難指示の発令 ○既に浸水が始まっている	非常体制確立	浸水防止措置 利用者の避難誘導 施設利用可否の判断（必要に応じて） ※施設利用を中断する場合はその周知。	管理者 避難誘導要員 情報収集伝達要員 ()

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報 洪水予報・河川水位 避難所の開設状況	テレビ、ラジオ、区公式ホームページ、杉並区「防災・防犯情報メール」インターネット等による情報収集 【参考となるウェブサイト】 国土交通省「川の防災情報」 http://www.river.go.jp/ 区公式ホームページ http://www.city.suginami.tokyo.jp/ 「杉並区 気象情報」 http://www.micosfit.jp/suginami-ku/ 杉並区防災アプリ「すぎナビ」 http://www2.wagmap.jp/suginami/top/
高齢者等避難【警戒レベル3】、避難指示【警戒レベル4】	防災行政無線、テレビ、ラジオ、区公式ホームページ、杉並区「防災・防犯情報メール」、緊急速報メール等



(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②施設利用者等を避難させる場合には、避難誘導要員を指定した位置に配置し、屋外に避難させる。また、災害対策本部（03-3312-2111）に「これより【 】に避難する」旨を連絡し、避難所の開設状況を確認するとともに、浸水状況等を報告する。
- ③警察や消防についても浸水状況や運行情報等について情報提供を行い、必要に応じて、避難誘導の支援やポンプ要請等を行う。
- ④避難の完了後、災害対策本部に避難が完了した旨を連絡する。

6 浸水防止活動及び避難誘導

浸水防止活動及び避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 浸水防止活動

下図「浸水防止用設備配置及び避難経路図」のとおり、止水板等(防水板、土のう等)を設置し、浸水防止を行う。



浸水防止用設備等の設置基準は以下のとおりとする。(該当箇所にチェック)

- 大雨・洪水警報の発表
- (神田、善福寺、妙正寺【適宜選択】)川氾濫危険情報が発表された場合
- (神田、善福寺、妙正寺【適宜選択】)川氾濫発生情報は発表された場合
- 大雨特別警報の発表
- 記録的短時間大雨情報
- 道路冠水情報(施設で確認した場合も含む)
- その他浸水が予想され管理者の指示があった場合



浸水防止用設備等については、下表のとおり保管してある。

資機材名	保管場所	備考(使用用途等)

(2) 屋外への避難経路

屋外への避難経路については、止水板等を設置する出口を有する階段は使用しないものとする。洪水時等における避難経路及び止水板等の設置位置については、下図「浸水防止用設備配置及び避難経路図」のとおりとする。

浸水防止用設備配置及び避難経路図



※施設平面図等を活用し、作成してください。(避難経路及び止水板等設置位置を記載)

(3) 避難誘導

避難誘導については、以下のとおりとする。

①避難所

避難所は下表のとおりとする。浸水状況などを考慮し、複数の避難所を設定する。


②避難所への避難経路

避難所への避難経路については、下図「避難所避難経路図」のとおりとする。



	名称(住所)	移動距離	移動手段
第一避難所	() ()	() m	<input type="checkbox"/> 徒歩

第一避難所避難経路図

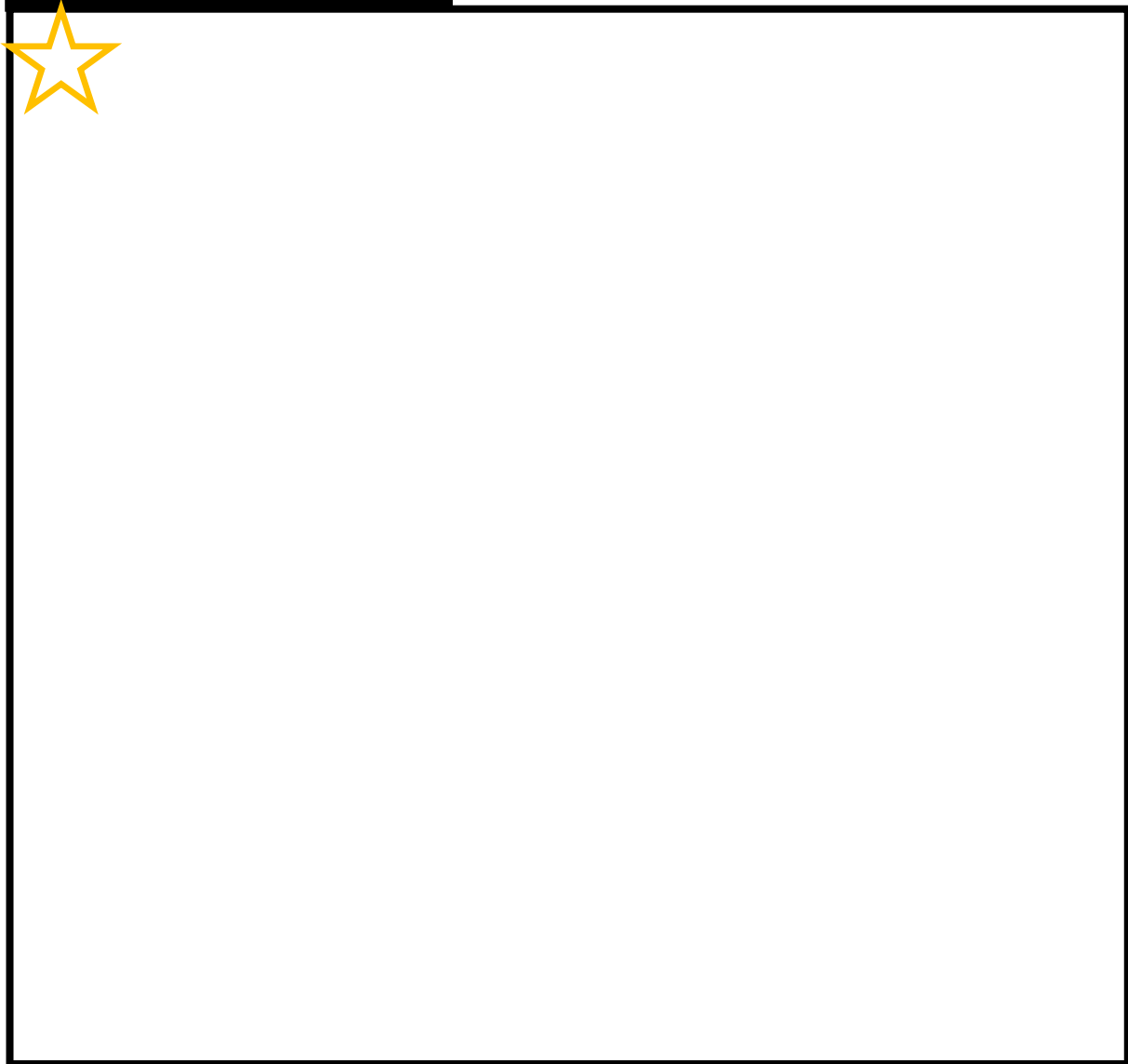


※地図データを貼り付けてください。(PC版「すぎナビ」をご活用ください。)



	名称(住所)	移動距離	移動手段
第二避難所	() ()	() m	<input type="checkbox"/> 徒歩

第二避難所避難経路図



③避難誘導方法

- ・エレベーター及びエスカレーターは使用しない。
- ・日頃から、避難所や避難経路を施設内に掲示し、利用者に周知しておく。また避難誘導の際は、避難所、避難経路について拡声器等を使用し誘導を行う。
- ・避難誘導にあたっては、出口や避難経路の途中に誘導員を配置する。
- ・要配慮者については、利用者の協力を得ながら優先的に避難させる。
- ・施設からの避難が概ね完了した時点で、未避難者の有無を確認する。
- ・停電に備え、電池式照明器具を設置するとともに、誘導員は懐中電灯を携帯する

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット



浸水を防ぐための対策
<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> そのほか（ ） <input type="checkbox"/> 土のうの保管場所（ ）※水害ハザードマップで確認できます。

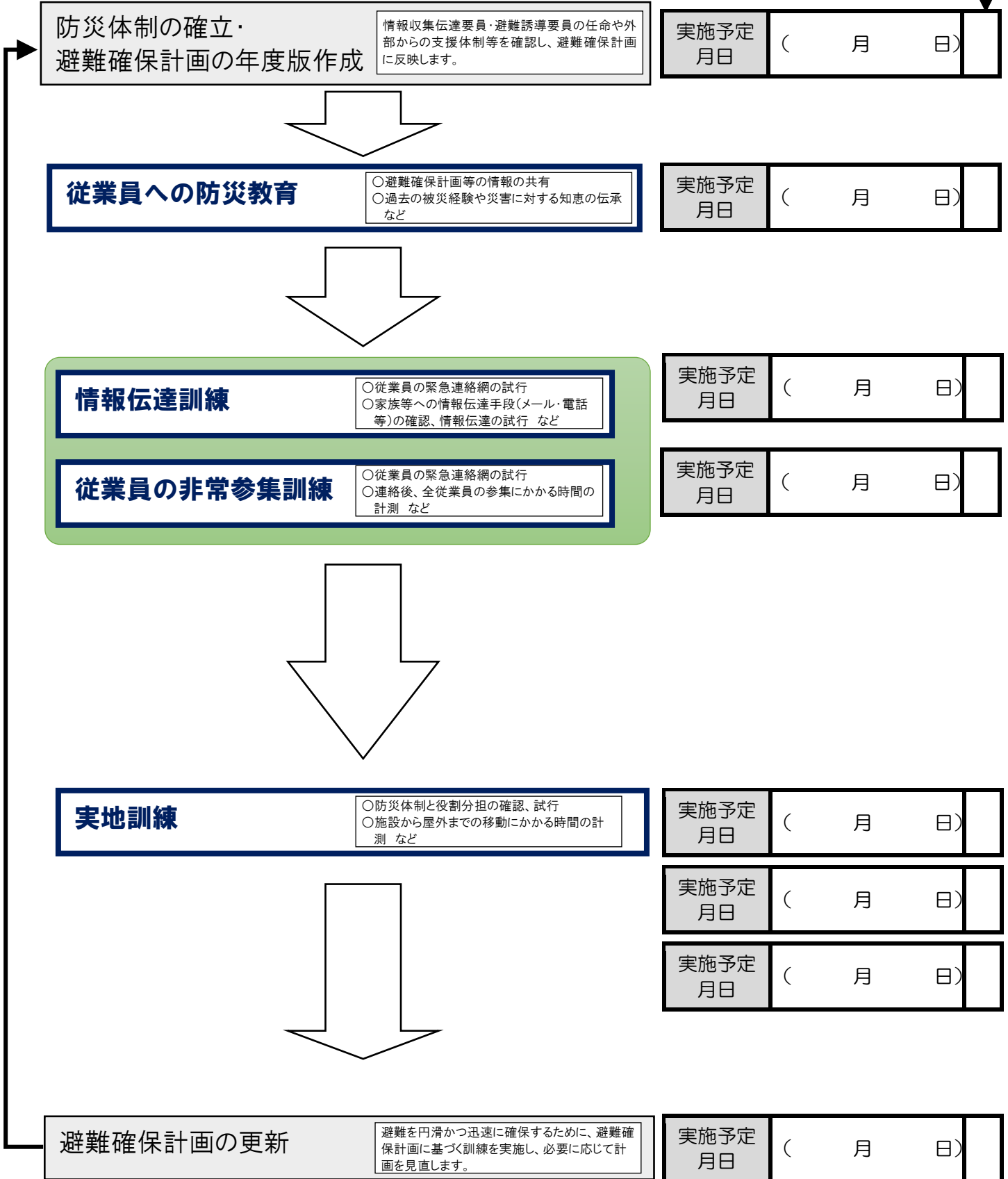
8 防災教育及び訓練の実施

- ・ 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・ 毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導並びに浸水対策に関する訓練を実施する。
- ・ その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

9 防災教育及び訓練の年間計画作成例



実施した場合○を記載



※訓練終了後は実施結果を区役所防災課にご提出ください。(様式は問いません)

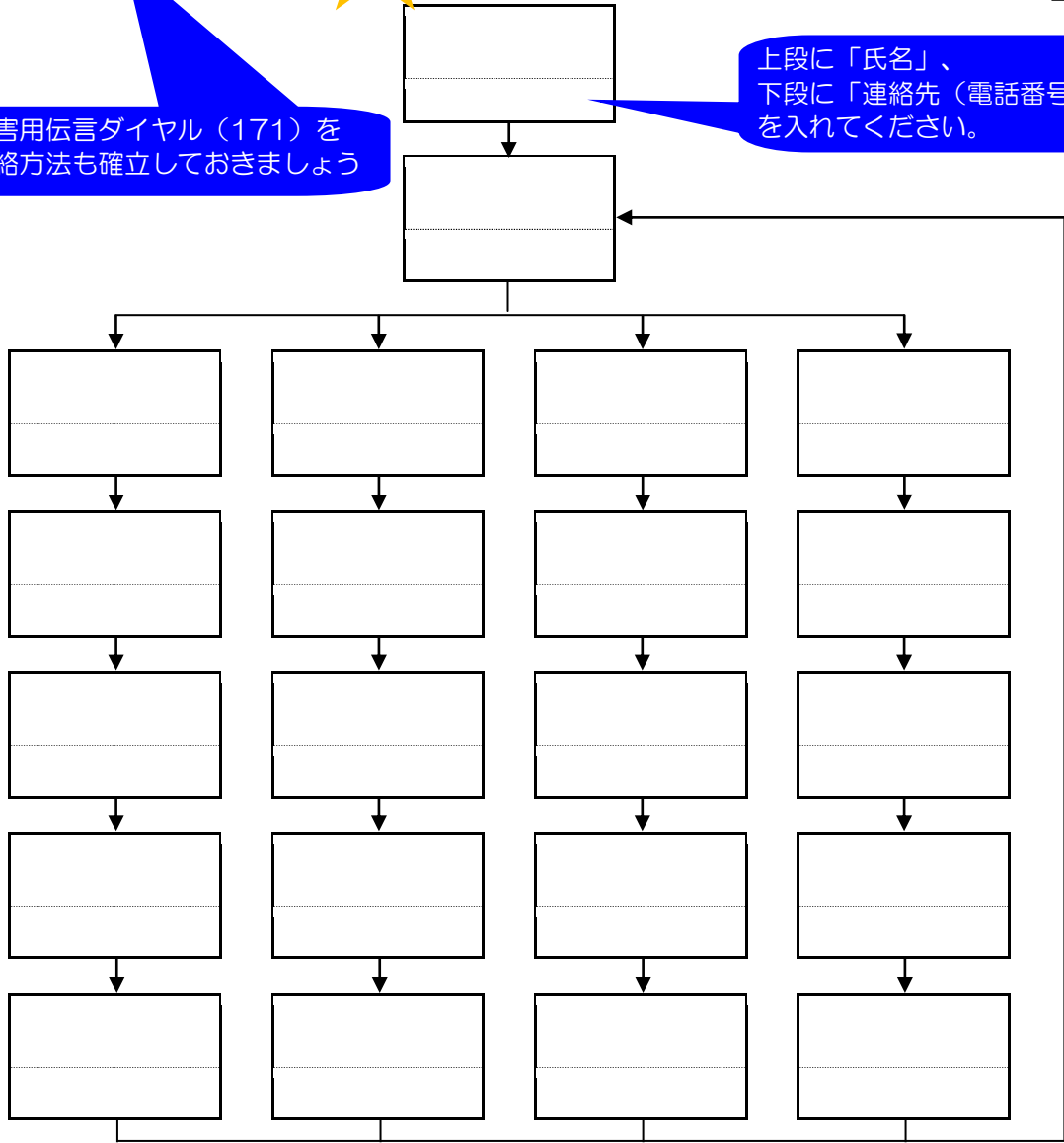
10 緊急連絡網（職員用）



様式 7

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。



11 外部機関等への緊急連絡先一覧表



様式 8

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村（防災担当）	防災課				
市町村（土のう、ポンプ）	杉並土木事務所				
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

12 防災体制一覧表



様式 9

管理者 () (代行者)

情報収集 伝達要員	担当者	役割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 施設内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡

避難誘導 要員	担当者	役割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認 <input type="checkbox"/> 浸水防災対策の実施

13 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 10 を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする

別表 1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 () (代行者)

	役職及び氏名	任 務
総括・ 情報班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名 ・ ・ ・ ・	
避難 誘導班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名 ・ ・ ・ ・	

※個人名ではなく役職や組織名を記載。

別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料